

平成27年度から平成31年度までの定員合理化目標数について（内閣人事局長通知）

1. 国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（平成26年7月25日閣議決定）に基づき、各府省の直近の定員の動向等を反映して、平成27年度から平成31年度までの5年間の内閣の機関及び各府省（以下「各府省」という。）の合理化目標数を別表のとおり決定する。
2. 各府省は、本通知に基づき、毎年度の予算編成過程において、所要の定員合理化の要求を行うこととする。また、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（総務大臣決定）に基づいて業務改革を推進し、別表の定員合理化目標数のうち括弧内に掲げる数（業務改革に係るもの）の範囲内で、定員の再配置の要求を行うことができることとする。
3. 各府省は、計画期間の各年度において、別表に定める合理化目標数（業務改革に係るものを除く）の1/5の員数の定員を合理化するものとする。また、業務改革に係るものについては、5年の計画期間内において、各府省における業務改革の取組状況等を踏まえ、各年度に実施する合理化の員数を定めるものとする。
4. 計画期間中に事情の変更等が生じた場合には、必要に応じ、各府省の合理化目標数の見直し等を行うものとする。
5. 平成31年度までの各府省の定員管理の状況等を踏まえつつ、次期（平成32年度から5年間）の定員合理化目標数の算定方法について、必要に応じ見直しを行うものとする。

別 表

府 省 名	平成26年度末定員	定員合理化目標数
内 閣 の 機 関	1, 0 8 3	5 9 (3 0)
内 閣 府	2, 2 4 3	2 2 1 (8 8)
宮 内 庁	1, 0 0 2	4 3 (1 6)
公 正 取 引 委 員 会	8 3 0	6 1 (3 2)
国 家 公 安 委 員 会	7, 7 2 8	6 7 7 (3 0 8)
特 定 個 人 情 報 保 護 委 員 会	3 2	1 (1)
金 融 庁	1, 5 5 6	1 1 8 (6 2)
消 費 者 庁	3 0 1	1 9 (1 1)
復 興 庁	1 8 3	0 (0)
総 務 省	5, 0 0 2	6 0 2 (3 0 1)
公 害 等 調 整 委 員 会	3 4	3 (1)
法 務 省	5 2, 4 2 0	4, 8 4 3 (2, 0 9 2)
外 務 省	5, 7 8 0	5 3 2 (2 3 1)
財 務 省	7 1, 0 4 9	6, 5 7 5 (2, 8 3 8)
文 部 科 学 省	2, 0 9 3	1 9 8 (8 3)
厚 生 労 働 省	3 1, 6 6 0	3, 2 2 1 (1, 2 7 0)
農 林 水 産 省	2 2, 3 7 9	3, 1 7 5 (8 8 4)
経 済 産 業 省	8, 0 4 9	7 7 3 (3 0 1)
国 土 交 通 省	5 9, 0 5 4	6, 2 0 0 (2, 3 4 9)
環 境 省	2, 7 8 8	1 9 5 (8 9)
防 衛 省	2 1, 2 7 8	2, 1 5 6 (8 4 9)
合 計	2 9 6, 5 4 4	2 9, 6 7 2

(注1) 定員合理化目標数の欄の()内は、業務改革に係るものであり、内数。

(注2) 内閣府の数は宮内庁及び外局に係る数を除いたもの、総務省の数は公害等調整委員会に係る数を除いたものである。